

川西市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、川西市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議開催の基本方針）

第2条 会議は、市長と教育委員会の間で、教育に係る基本的な方向性について、その共有化を図ることを目的として開催するものとする。

2 会議は、年2回以上開催することを基本とする。

（会議の招集等）

第3条 市長は、会議の招集を決定したときは、会議開催の概ね1週間前までに会議開催の日時、場所、協議・調整事項、傍聴の可否予定その他会議開催に関する事項（以下「会議開催事項」という。）を公表するものとする。また、会議開催事項に変更が生じた場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、会議の招集が急施を要し、公表することができないときは、これを省略することができる。

3 市長は、会議の招集を決定したときは、教育委員会に、第1項の規定による公表の内容により、会議の招集通知を行うものとする。また、第2項の規定により公表を省略した場合においても、同様とする。

（市長職務代理による会議の招集）

第4条 教育委員会が、法第1条の4第1項第2号に規定する内容について市長と緊急に協議する必要があるとして、同条第4項の規定により会議の招集を求める場合において、職務代理人（地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に基づき市長の職務を代理する者をいう。以下この条において同じ。）を置いているときは、職務代理人をもって会議の招集をすることができるものとする。

2 前項の規定を適用するにあたっては、この要綱において、「市長」とあるのは「職務代理人」と読み替える。

（会議）

第5条 会議は、市長が議長となる。

2 会議は、市長並びに教育長及び教育委員の出席により開催する。ただし、第3条第2項の規定に該当し、かつ教育委員を招集する暇がないときは、市長及び教育長のみで開催することができる。

3 教育長は、法第13条第2項の規定による教育長の職務を行う者を含むものとする。

(意見聴取)

第6条 市長は、会議で協議・調整を行うに当たって、関係者又は学識経験を有する者からの意見聴取を行うこととしたときは、速やかに教育委員会にその旨を通知するものとする。

2 教育委員会は、会議で協議・調整を行うに当たって、関係者又は学識経験を有する者からの意見聴取が必要であると思料するときは、あらかじめ市長にその旨を申し出るものとする。

3 市長は、前項の規定により意見聴取の申出があったときは、その必要性の有無について判断し、その結果を教育委員会に通知するものとする。

(関係職員の出席)

第7条 市長は、会議での協議・調整事項に係る関係資料の作成及び説明をさせるため、次に掲げる職員を出席させることができる。

- (1) 総合政策部長
- (2) こども未来部長
- (3) 教育推進部長
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める職員

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、川西市情報公開条例(平成4年川西市条例第8号)第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

2 会議を非公開としたときは、市長は、傍聴人及び市長が指定する者以外の者を退場させることができる。

(会議の傍聴)

第9条 会議は、原則として傍聴を認めるものとする。ただし、前条第1項の規定により会議の全部又は一部が非公開となった場合は、非公開に該当する限りにおいて傍聴を認めないものとする。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(議事録)

第10条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、公表するものとする。

2 議事録には、市長及び教育長が署名する。

3 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 会議に出席した者の職氏名

(3) 傍聴の可否及び傍聴を認めなかった場合又はその一部を認めなかった場合にあってはその理由

(4) 傍聴人数

(5) 協議・調整事項に係る審議経過

4 前項の規定により作成した議事録は、速やかに市政情報コーナー及び川西市ホームページにおいて公表し、閲覧に供するものとする。

5 第7条第1項の規定により会議の全部又は一部を非公開としたときは、第3項第5号の審議経過の全部又はその一部を公表しないことができる。

(事務局)

第11条 会議の事務局は、総合政策部行政経営室に置く。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

付 則

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。